

ID: 43

担当部署: 教育部 公民館

処分の概要	登録の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則 第9条		
例 規 番 号	平成14年教委規則第3号		
【根拠条文】 (登録の期限等) 第9条 登録は、登録された日の属する年度の末日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。ただし、教育委員会が予約システムの管理上その他特に必要があると認めたときは、同日前に別に定めるところにより新たな期限を設定し、次項の更新を求めることができる。 2 第7条の規定により登録された者(以下「登録者」という。)は、前項の規定により登録の効力を失う日の1月前から登録の更新をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日